

「ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅」に関する提案書募集要項

1 募集目的

鹿児島県では、県有施設を有効に活用し、新たな歳入の確保と施設のサービスの維持・向上を図ることを目的として、県と命名権者（以下、「ネーミングライツパートナー」という。）の仲介役を担う事業者によるネーミングライツパートナー等の提案を募集します。

2 対象施設

- (1) 施設名称 ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅
- (2) 所在地 鹿児島県曾於郡大崎町菱田1441
- (3) 施設概要

本施設は、国内外で活躍する陸上競技の選手が行う合宿を誘致するとともに、県民にスポーツに取り組む場を提供することにより、県民のスポーツに関する競技力の向上及びスポーツを通じた本県観光の振興に資するため、陸上競技の専門的トレーニングの拠点となる公の施設として設置されています。

※ 令和7年4月1日にJAAF（日本陸上競技連盟）認定陸上トレーニングセンターに認定され、今後もトップアスリートの利用増加が見込まれます。

※ 今後も日本や中国で国際大会（アジア大会2026愛知，世界陸上2027北京）が計画されており、当該施設では事前合宿が想定されるため、国内外に広告効果が期待できます。

- ア 供用開始年月日 平成31年4月1日
- イ 休場日 1月1日及び12月31日
- ウ 利用時間 午前8時30分から午後9時まで
- エ 敷地面積 95,167㎡
- オ 建物面積 9,282㎡
- カ 主な施設
- ・ 陸上競技場
 - ・ 多目的グラウンド
 - ・ 投てき練習場
 - ・ 室内競技場 等
- キ 年間利用者数 約5.5万人（R6年度）

- (4) ホームページ：<https://jatc-osumi.jp/>

3 対象施設の稼働状況等

別添資料のとおり

4 提案内容

ネーミングライツパートナーに関する提案書の募集に当たっては、次の項目について提案してください。なお、複数提案も可能です。

(1) ネーミングライツパートナー名

ア ネーミングライツパートナーとして提案する企業名及び所在地・代表者名を記載してください。

イ 本県のスポーツ振興の推進に積極的に参加していく意欲があり、安定的な経営が見込める法人であることが必要です。

(2) 希望する愛称

ア 提案する法人がネーミングライツパートナーに選ばれた場合に付ける愛称を提案してください。(条例上の施設名称は変更しません。)

イ ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅は、空調設備を備えた国内最長となる150mの直走路を有する室内競技場が国内初の日本陸上競技連盟の公認施設であるなど、陸上競技のトレーニングに特化したスポーツ合宿の拠点として、日本最高水準の世界に通用する施設です。

「ジャパン」及び「大隅」を用いた愛称など、同施設の特性を活かした愛称を提案してください。

(3) 命名権（以下、「ネーミングライツ」という。）料

ア 提案するネーミングライツパートナーが県に支払う金額を記載してください。

イ 1年間当たり400万円程度を希望します。

ウ ネーミングライツパートナー契約期間は、令和8年4月から令和11年3月までの3年間を希望します。(これによらない提案も可能)

エ ネーミングライツ料の記載にあたっては、年額と3年間の総額を分けて記載してください。

オ ネーミングライツ料が希望額を下回る場合も提案書の提出は可能です。提案のあった愛称の使用期間やネーミングライツ料をはじめとする各審査項目を総合的に勘案し、ネーミングライツパートナーを決定します。

カ 利用者の混乱を避けるため、使用期間内の愛称変更はできないものとします。

キ 愛称の使用期間の更新を希望する場合、優先交渉権を有します。

ク ネーミングライツ料は、鹿児島県の地域振興と施設の維持・向上のために要する経費に充てます。

ケ ネーミングライツ料の支払時期及び方法については別途協議することとします。
なお、契約保証金については免除します。

(4) ネーミングライツパートナー仲介手数料（以下、「仲介手数料」という。）

ア 最優秀提案者には、ネーミングライツパートナー契約期間中、県とネーミングライツパートナーとの仲介者としての役割を果たしていただきます。

イ ネーミングライツパートナー契約期間中に係る仲介手数料を示してください。

(例：ネーミングライツ料の〇〇％、〇〇〇〇円 等)

ウ 仲介手数料の支払は、ネーミングライツパートナーから県へのネーミングライツ料の支払後とします。支払時期、支払い方法等は、別途協議して決定します。

(5) 応募資格

提案書を提出する者とネーミングライツパートナーについては、次の要件のいずれ

も満たす者である必要があります。

なお、ネーミングライツパートナー決定後に、ネーミングライツパートナーが当該要件を欠くこととなったとき、又は社会的信用を著しく損なうなどネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと認められるときは、ネーミングライツパートナーの決定を取り消し又は契約の解除をすることができるものとします。

ア 法人であること

イ 鹿児島県内に本社や事業所を有する等本県との関わりが深い法人であること

ウ 法令に違反するもの又は条例、規則に違反する業種を営む事業者でない者

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びこれに類似する業種を営む事業者でない者

オ 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する業種を営む事業者でない者

カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

キ 鹿児島県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る指名競争入札において、指名停止の措置を受けていない者

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者

また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でない者

ケ 法人の代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者）が、禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者又はその執行猶予期間が終わっていない者がいないこと

コ 県税、法人税、消費税を滞納していない者

サ 次の（ア）から（キ）までのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

（ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（イ）役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等

（ウ）暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等

（エ）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等

（オ）役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等

（カ）役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等

（キ）役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、不当な行為をする

ためにこれらを利用している団体等

(ク) (ア) から (キ) までに定める者の依頼を受けて申請しようとする団体等

なお、上記サ中の「役員等」とは、次に掲げる者をいう。

役員（非常勤の者を含む。）、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者

シ 法人の代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者）が、法令等に違反する行為を行っていないこと

ス 法人に政治性、宗教性などがなく県のネーミングライツパートナーとして適当であると判断されるもの

(6) その他

ア 上記(1)～(5)以外で提案したい事項があれば自由に提案できます。

イ 上記(1)～(5)について、ネーミングライツパートナーとして提案する企業と協議のうえ、提案してください。

ウ 最優秀提案者として選定後、県及び指定管理者との協議により提案内容が変更されることもあります。

エ 愛称表示に係る費用負担等については、以下のとおりとします。

（名称表示の変更・新設及び費用負担）

| 区 分 | 県 | ネーミングライツパートナー |
|-----------------------------------|---|---------------|
| 敷地内外の看板表示の変更 （施設看板や道路標識）※1 | | ○ |
| 契約期間終了後の原状回復（変更した看板） | | ○ |
| パンフレット、封筒等の県の印刷物や 県ホームページの表示変更 | ○ | |
| 敷地内の看板表示の新設（施設看板）※2 | | ○ |
| 契約期間終了後の原状回復（新設した看板） | | ○ |

※1 敷地内外、道路標識等の表示変更は、関係機関と協議のうえ、変更可能な表示について行います。

実際に使用希望の愛称のデザイン等が決まっている場合は、具体的に提案してください。

※2 新設する看板については、設置の可否を含めて協議します。

なお、設置する看板の安全性検討はネーミングライツパートナー側で行っていただきます。（構造計算資料の提供可）

5 提案内容に関する質問

提案内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

令和7年9月29日（月）～令和7年10月17日（金）

(2) 受付方法

質問票（様式4）に記入のうえ、FAXまたは電子メールにより、「6（5）提出先」

まで提出してください。送信後に必ず電話により到達確認を行ってください。（電話による質問は受け付けません。）

(3) 回答方法

県の担当者から、電話、FAX、電子メールにより、質問者様に直接回答します。（企業名等を除き、質問の概要を県のホームページにおいて公表する場合があります。）

6 提案書の提出方法等

(1) 提出書類

提案にあたっては、以下の書類を県へ提出してください。

なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

ア ネーミングライツパートナーに関する提案書（様式1）

イ 提案書（任意様式）

ウ 提案するネーミングライツパートナーの同意書（様式2）

エ 提案するネーミングライツパートナーの概要（様式3）

オ ネーミングライツパートナーの定款、寄付行為、規約又はこれらに推する書類

カ ネーミングライツパートナーの申込みの日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の法人の財務状況を明らかにする書類及び事業報告書その他法人の業務内容を明らかにする書類

キ ネーミングライツパートナーの登記事項証明書（商業登記簿謄本）

ク ネーミングライツパートナーの納税証明書

(ア) 法人税、消費税について未納がないことの証明書

(イ) 鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書

ケ 地域貢献の活動実績を示す書類（任意様式）

コ 看板設置図等（看板を新設する場合）（任意様式）

愛称を冠した看板を新設する場合、設置箇所と寸法を図示した別添の平面図及び立面図及びその設置方法を記載した資料

(2) 提出部数

正本1部及び副本5部

(3) 提出方法

提案書類一式を提出先に郵送又は持参してください。

持参の場合、受付時間は平日の8時30分～17時（12時～13時は除く）とします。

郵送の場合、提出期限の必着とし、郵送中の事故は県は一切の責任を負いません。

(4) 提出期限

令和7年11月10日（月）17時

(5) 提出先

鹿児島県観光・文化スポーツ部スポーツ振興課スポーツツーリズム係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

電話 099-286-3010（直通）

FAX 099-286-5819

電子メール t-sports@pref.kagoshima.lg.jp

(6) 留意事項

- ア 申請に要する経費は、全て提案者の負担とします。
- イ 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは原則として認めません。
- ウ 必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。
- エ 提出書類は返却しません。
- オ 提出書類は、情報公開条例の規定に基づき開示されることがあります。
ただし、個人情報及び法人の正当な利益を害する情報は公開しません。

7 選定方法等

(1) 選定方法

最優秀提案者の選定については、提案書等の内容を審査した後、必要に応じてヒアリングを行い、別途定める「ネーミングライツパートナー選定委員会」において総合的に判断し、選定します。

(2) 審査基準

別途定める審査基準のとおりとします。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、速やかに全ての提案者に審査結果を通知します。

8 契約締結

最優秀提案者に選定された業者（以下、選定業者という。）との協議を経て、県とネーミングライツパートナーの間で「ネーミングライツに係る契約」を、県と選定業者の間で「ネーミングライツパートナー仲介業務に係る契約」を締結します。

9 ネーミングライツパートナー等の公表

県は、契約締結後、ネーミングライツパートナー、施設の愛称、ネーミングライツ料等を公表します。

10 スケジュール

| | |
|-------|---------------------|
| 募集開始 | 令和7年9月29日（月） |
| 質問締切 | 令和7年10月17日（金） |
| 募集締切 | 令和7年11月10日（月） |
| 審査・選定 | 令和7年11月中旬～12月上旬（予定） |
| 結果通知 | 令和7年12月中（予定） |

ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の稼働状況等

1 年間利用者数

| R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 41,347 | 23,334 | 31,821 | 38,710 | 50,105 | 55,066 |

2 年間稼働日数

| R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 363 | 345 | 363 | 363 | 364 | 360 |

3 トップアスリートの利用状況

| 年度 | 利用状況 |
|----|--------------------------------------|
| R1 | オリンピック 2名 |
| | その他日本記録保持者 10名 |
| | ※世界陸上金メダル トリニダード・トバコ代表 チームの合宿受入あり |
| R2 | オリンピック 2名 |
| | その他日本記録保持者 24名 |
| R3 | 東京オリ・パラ出場選手 11名 |
| | その他オリンピック 3名 |
| | その他日本記録保持者 9名 |
| R4 | 東京オリ・パラ出場選手 22名 |
| | その他オリンピック 5名 |
| | その他日本記録保持者 6名 |
| R5 | 東京オリ・パラ出場選手 14名 |
| | その他オリンピック 3名 |
| | その他日本記録保持者 16名 |
| R6 | パリオリ・パラ出場選手 21名 |
| | その他オリンピック 2名 |
| | その他日本記録保持者 34名 |

